千九百二十年十二月十七日「ジェネヴァ」ニ於テ作成ス

南洋群島委任統治の確定あるや、政府は同地に於ける施政制度の根本的改革の必要あるを認め、純然たる行政廳設置の準備として大正十年七月先づ民政部を司令部と分離し、之をバラオ島に移轉せしが、翌十一年三月に至り臨時南洋群島防備隊條例を廢止すると共に、勅令第百七號を以て南洋廳官制を公布し、四月一日より之を實施したり。卽ち之に依れば南洋群島に南洋廳を置き、之に長官以下の職員を置き之が統治に任ぜしむるものにして、長官は內閣總理大臣の指揮監督を受け部內の政務を管理すべきものとし（但し郵便及電信に關する事務に就ては遞信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に就ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に就ては農商務大臣の監督を受けしむ）、南洋廳に長官官房及內務・財務・拓殖の三部を置き、且管內須要の地に其の支廳を置くものとせり。而して部內事務の分掌は內閣總理大臣の認可を經て長官之を定むるものにして、之に基き財務部の分課を定めて之に豫算・會計の兩課を置き、以て財政關係事務を處理せしめたり。尋いで大正十三年十二月に至り行政整理を機として官制を改正し、事務分掌は長官限り之を定むることと爲すと共に、從來の部制を廢して長官官房及財務外四課を置きたり。財務課を以て財政の機關とすること固より然り。

第二款　歲　計

我軍政施行の當初南洋に於ける諸般の經費は、日獨戰役に關する臨時軍事費特別會計により臨時軍事費を以て支辨したるも、大正四年九月に至り臨時南洋群島防備隊條例第四百二十七號を以て南洋群島民政會計規程を公布し、民政に要する經費の一部は租稅・手數料其の他の收納金を以て之を補ふことと爲し、特別會計制度に準じ同年十月一日より之を實施したり。然るに大正十一年四月南洋廳の設置に伴ひ、之と同時に法律第二十五號を以て南洋廳特別會計法を制定公布し、南洋廳の會計は之を特別とし、其の歲入及一般會計よりの補充金を以て其の歲出に充つることと爲し、大正十一年度より之を施行したり。

南洋廳特別會計設置以後に於ける歲計を概觀するに、先づ其の歲入歲出豫算總額の消長に就ては大正十一年度に於ては其の歲入歲出の總額各六百四十二萬餘圓なりしも、翌十二年度には四百二十四萬餘圓、同十四年度には三百八十一萬餘圓と各減少し、昭和元年度には四百六十一萬餘圓に昇りたり。次に經常歲入豫算額に就て觀るに、當初大正十一年度には僅々十一萬餘圓に過ぎざりしも、同十二年度には百二十一萬餘圓、同十四年度には百五十六萬餘圓となり、更に昭和元年度には二百八萬餘圓に增加したり。而して右を臨時歲入豫算額と比較するに、大正十一年度に於ける臨時歲入豫算額は六百三十萬餘圓にして、經常歲入豫算額は其の約五十二分の一に過ぎず、而も右の中五百二十三萬餘圓は一般會計よりの補充金に仰ぎしが、其の後臨時歲入豫算額は二百二十四萬餘圓（大正十四年度）乃至三百三萬餘圓（大正十二・十三年度）に減少し、一般會計よりの補充金亦之に伴ひ百八十萬圓（大正十四・昭和元年度）乃至三百萬圓（大正十二年度）となりたり。更に經常歲入豫算額を經常歲出豫算額に比較するに大正末年度迄常に之に及ばず、又經常歲入豫算額を臨時歲入豫算額に比較するに之れ亦同樣なりしも、其の差額は漸次減少したり。最後に歲入歲出の決算額を其の豫算額に比較するに、歲入に於ては十一萬餘圓（大正十一年度）乃至二百六十萬餘圓（大正十四年度）を夫々增加し、歲出に於ては六萬餘圓（大正十三年度）乃至百三萬餘圓を夫々減少したり。

第三款　租　稅

第一項　總　說

大正三年帝國の南洋群島を占領するや、翌大正四年二月南洋群島稅則を制定し、大體に於て獨逸時代の制度を蹈襲して租稅の種類を人頭稅營業稅・特殊營業稅・銃獵稅・港稅及關稅と爲したり。尋いで同年十月に至り更めて南洋群島關稅規則（民政令第二號）・南洋群島營業稅規則（同第三號）・島民人頭稅規則（同第四號）・人頭稅規則（同第五號）等を制定すると共に、更に民政令第七號を以て新に南洋群島銃獵取締規則を制定して、銃獵免許稅（本稅は其の後同規則改正と共に廢止す）を、又大正五年八月民政令第十三號を以て南洋群島鑛業規則を制定して鑛區稅を夫々創設したり。然るに大正十一年四月南洋廳の設置と共に租稅制度を根本的に刷新し、人頭稅規則及關稅規則を改正すると共に營業稅を廢止し、且つ出港稅を創設したり。

次に南洋群島に於ける租稅の徵收に關しては、大正十一年八月勅令第三百五十六號を以て「南洋群島ニ於テ徵收スル租稅其ノ他ノ公課ノ徵收ニ關スル件」を公布し、大體に於て國稅徵收法に依ることとしたり。卽ち左の如し。

勅令第三百五十六號（大正十一年八月一日）

南洋群島ニ於ケル租稅其ノ他ノ公課ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法第五條及第八條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中法律トアルハ勅令、帝國トアルハ南洋群島、市町村トアルハ南洋廳支廳市町村長トアルハ南洋廳支廳長、市町村吏員トアルハ南洋廳屬トス

南洋群島ニ於テ徵收スル租稅其ノ他ノ公課ノ督促手數料及延滯金ニ關シテハ國稅徵收法施行規則第十一條第二項及第十一條ノ二ノ規定ニ依ル但シ第十一條ノ二中帝國トアルハ南洋群島トス

南洋群島ニ於テ租稅其ノ他ノ公課ノ徵收ノ爲差押ヘタル動產、有價證券、不動產其ノ他ノ物件ノ公賣ニ關シテハ國稅徵收法施行規則第十八條乃至第二十八條ノ規定ニ依ル但シ第二十一條中市區町村內トアルハ南洋廳支廳管內トス

本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ南洋廳長官之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右に伴ひ同年九月南洋廳令第二十五號「南洋群島租稅其ノ他ノ公課徵收規則」を以て告知の方法、滯納者の處分等徵收に關する手續を規定したり。

次に間接國稅犯則者の處分に關しては大正十一年五月勅令第二百九十七號を以て南洋群島間接國稅犯則者處分令を制定公布し、南洋群島に於ける間接國稅犯則者の處分に關しては間接國稅犯則者處分法に依ることと爲し、更に之に基き大正十二年三月南洋廳令第九號を以て同令施行規則を定めたり。

南洋廳特別會計設置以後に於ける租稅收入（關稅收入を含む）增減の大勢を概觀するに、其の額は大正十一年度には僅に十五萬餘圓に過ぎざりしも、爾後累增して十三年度三十六萬餘圓、十四年度七十七萬餘圓、昭和元年度には八十一萬餘圓に達したり。而して其の租稅の種類は前述の如く僅に人頭稅・出港稅・鑛區稅及關稅の四種に過ぎざるものなるが、此等租稅中當初大正十一年度に於ては關稅は九萬餘圓を以て總租稅收入の（以下同じ）六割强を占め、人頭稅五萬餘圓、三割强を以て第二位に在りしも、翌

十二年度には出港税十萬餘圓、六割强を以て第一位となり、人頭税六萬餘圓、三割强を以て第二位に在り、關税は四萬餘圓に減少したり。爾後出港税は二十八萬餘圓、七割强（大正十三年度）乃至六十八萬餘圓八割强（昭和元年度）を占めて常に第一位に在り、人頭税六萬餘圓、九分强乃至八萬餘圓、九分强を以て第二位を占めたり。次に又租税收入の歳入上に於ける地位に就き概觀するに、先づ大正十一年度に於ける租税收入額を同年度歳入總額に比較するに、僅に其の二分强に過ぎず、之を經常部歳入總額に比較して五割强を占めたるも、爾後大正末年迄の間に於て歳入總額に對しては三分强（大正十二年度）乃至一割・二分强（同十四年度）の間に在り、經常歳入總額の一割二分强（大正十二年度）乃至三割三分强（昭和元年度）の間に在りたり。尚最後に附言すべきは、南洋群島の租税收入が島民の擔税力に依存すること極めて寡少なる事實にして、卽ち大正十一年度を除き其の六割强乃至八割强を占むる出港税が、結局內地消費者の負擔に歸するは注意すべき所なるべし。

第二項　人頭税

大正四年二月南洋群島税則を制定し、同規則中に於て人頭税に就き規定し、同年四月一日より之を施行したり。之に依れば同税は大體獨逸國領時代の制度を蹈襲し、三箇月以上住居する十六歳以上の男女にして、獨立生計を營むに足るべき財産を有する者より徴收するものにして、其の税額は土人に對しては年額十圓以內とし、土地の情況と舊慣に依り守備隊長をして部落又は種族每に均一の税額を定めて徴收せしめ、又ヤルート島に於けるコブラ物納の慣例に對しては守備隊長をして其の納税額を定めしむるものと爲し、又土人以外の有色人種に對しては年額十圓、我國人及白人は二十圓均一の税額を徴收することと爲したり。而して免税者の範圍に就ては守備隊長をして之を定めしむることとせり。然るに同年十月民政令第四號を以て島民人頭税規則を、同第五號を以て南洋群島人頭税規則を制定し、島民と非島民とを區別規定し、大正五年一月より之を實施したり。新規則に於ては税額其の他概ね舊規則と同一なりしも、特に女子に對する納税の義務を免じ、又島民に就ては成年の男子に課することと改め、更にヤルート島に於ける物納コブラの税額を新規則中に定め、更に我國人にして現職の軍人・軍屬・官公吏及官廳雇傭員に對しては課税せざることと爲したり。

大正十一年南洋廳設置の後、同年七月新に南洋廳令第十五號を以て南洋群島人頭税規則を、同第十六號を以て南洋群島々民人頭税規則を制定すると共に、從來の人頭税規則は之を廢止し、同年四月一日より之を實施したり。南洋群島人頭税規則は島民以外の者の人頭税に就き規定するものにして之に依れば、從來の均一税額を改め、其の賦課等級を、一等乃至八等に分ち、税額は五十圓以下五圓迄と爲したり。其の全文左の如し。

南洋群島人頭税規則（大正十一年七月十八日南洋廳令第十五號）

第一條　島民ニ非サル十六歳以上ノ男子ニシテ南洋群島ニ居住スル者ニハ本令ニ依リ人頭税ヲ課ス

第二條　人頭税ハ左ノ課率ニ依リ每會計年度之ヲ賦課ス

一等	年額	一人ニ付　五十圓
二等	年額	一人ニ付　四十圓
三等	年額	一人ニ付　三十圓
四等	年額	一人ニ付　二十圓
五等	年額	一人ニ付　十五圓

六等　年額　一人ニ付　十圓
七等　年額　一人ニ付　七圓
八等　年額　一人ニ付　五圓

第三條　人頭税ハ所轄支廳長之ヲ賦課徴收ス

第四條　人頭税ノ等級ハ生活ノ狀態竝ニ資産ノ狀況ヲ斟酌シ所轄支廳長之ヲ決定ス

前項ノ規定ニ依リ決定シタル等級ハ支廳長之ヲ公告ス

第五條　人頭税ハ毎年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス四月二日以後新ニ納税義務發生シタル者ニハ隨時之ヲ賦課ス

十月一日以後納税義務發生シタル者ニハ前期分ヲ免除ス九月三十日以前ニ死亡シ又ハ南洋群島ヲ退去シタル者ニハ後期分ヲ免除ス

第六條　左ニ掲クル者ニハ人頭税ヲ賦課セス

一、南洋群島ニ來住後六月ヲ經過セサル者

二、貧困ニシテ納税ノ資力ナキ者

三、一時ノ目的ニテ南洋群島ニ滯在スル者

第七條　人頭税ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ之ヲ徴收ス但シ土地ノ狀況ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ支廳長之ヲ變更スルコトヲ得

前期分（其ノ年四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル）　六月
後期分（其ノ年十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル）　十一月

人頭税ノ納期前ニ南洋群島ヲ退去セムトスルトキハ納期日ニ拘ラス其ノ際之ヲ徴收ス

人頭税ノ納期前ニ死亡シタル者ニハ其ノ期分ヲ免除ス

隨時賦課スル人頭税ノ納期ハ所轄支廳長之ヲ定ム

第八條　納税義務者他管内ニ轉去セムトスルトキ又ハ南洋群島ヲ退去セムトスルトキハ其ノ旨所轄支廳長ニ申告スヘシ

納税義務者死亡シタルトキハ其ノ家族又ハ同居人若ハ使用人ヨリ之ヲ申告スヘシ

第九條　前條ノ申告ヲ怠リ又ハ虚僞ノ申告ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十月南洋群島民政令第五號南洋群島人頭税規則ハ之ヲ廢止ス

大正十一年度ノ納期ハ前期分ニ限リ九月トス

次に南洋群島々民人頭税規則は島民に對する人頭税を規定するものにして、前者と異り部落毎に各人の税額均一なるを原則とし、特に資産多額なるものに對しては、公平を期する爲に多額を徴收し得ることと爲し、又ヤルート支廳管内に在りては從來の舊慣上金納制に非ざるを以て、當分の内仍從前の例に依ることと爲し、部落毎に一定數量のコプラを納付せしむることとせり。之れ同地方が元來特殊の酋長制度ありしに因るものにして、マーシャル群島に於ても、土地は總て酋長に依りて所有せらるるを以て、租税も酋長のみよりコプラを以て納付せしむるの特例を設けたり。其の全文次の如し。

南洋群島島民人頭税規則（大正十一年七月十八日南洋廳令第十六號）

第一條　島民ニシテ南洋群島内ニ居住スル十六歳以上ノ男子ニハ本令ニ依リ人頭税ヲ課ス

第二條　人頭税ハ年額十圓以内トス

支廳長ハ土地ノ狀況及舊慣ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ其ノ税額ヲ定ム

支廳長ハ資産ヲ有スル島民ニ對シテハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ年額二十圓迄ノ人頭税ヲ賦課スルコトヲ

得

第三條　人頭稅ハ所轄支廳長之ヲ賦課徵收ス

第四條　人頭稅ハ毎年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス

第五條　左ニ揭クル者ニハ人頭稅ヲ課セス

一、十六歲未滿ノ兒童五人以上ヲ扶養スル者

二、老衰又ハ不具癈疾ニ依リ勞働ニ堪エサル者

第六條　人頭稅ノ納期ハ六月トス但シ支廳長ハ土地ノ狀況ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ納期ヲ變更シ又ハ年二期ニ分割徵收スルコトヲ得

納期前ニ死亡シタル者ニハ人頭稅ヲ免除ス

第七條　支廳長人頭稅ノ賦課額ヲ定メムトスルトキハ管內村長ニ諮問スヘシ

第八條　村長ハ各管內ノ納稅義務者ヨリ人頭稅ヲ徵收シ之ヲ所轄支廳長ニ納付スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十月南洋群島民政令第四號南洋群島島民人頭稅規則ハ之ヲ廢止ス

大正十一年度分ノ納期ハ九月トス

ヤルート支廳管內ニ於ケル人頭稅ノ賦課徵收ニ關シテハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル

右は其の後昭和二年三月南洋廳令第二號を以て第二條第三項中『二十圓』を『四十圓』に改め、昭和二年四月一日より施行することと爲したり。

第三項　出港稅

大正十一年五月勅令第二百九十六號を以て南洋群島出港稅令を制定公布し、內地及他の外地に於て消費稅を課する酒類、砂糖等を南洋群島より移出する場合、之に對して出港稅を徵收することと爲し、同年六月一日より之を施行したり。其の稅率は移出先に於ける內國稅と同一にして、南洋群島に於て出港稅を課したる移出物品に對しては、移出先に於ては內國稅を課せざるものとす。其の全文左の如し。

南洋群島出港稅令（大正十一年五月三十日勅令第二百九十六號）

第一條　南洋群島ヨリ內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ移出スル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ出港稅ヲ課ス

一　移出先ニ於テ內國稅ヲ課スル物品但シ骨牌、賣藥、賣藥類似品及內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ內國稅又ハ關稅ヲ課シタル物品竝內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ輸入スル場合ニ內國稅ヲ課セサル物品ニシテ南洋群島ニ輸入シタルモノヲ除ク

二　內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ內國稅ヲ課シタル物品ニシテ其ノ課セラレタル內國稅ノ稅率ヨリ高キ稅率ノ內國稅ヲ移出先ニ於テ課スルモノ

三　內地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ製造シタル織物、製品、菓子、糖果及酒精ヲ原料トスル酒類以外ノ製品但シ其ノ原料トシテ使用シタル物品ニシテ移出先ニ於テ內國稅ヲ課セサルモノノ製品、其ノ原料トシテ使用シタル物品カ內地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ輸入スル場合ニ內國稅ヲ課セサル物品ニシテ內地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ輸入シタルモノノ製品ヲ除ク

四　內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ內國稅ヲ課シタル物品ヲ原料トシテ內地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ製造シタル織物、製品、菓子、糖菓及酒精ヲ原料トスル酒類以外ノ製品ニシテ其ノ原料ニ對シ課セラレ

タル內國稅ノ稅率ヨリ高キ稅率ノ內國稅ヲ移出先ニ於テ課スルモノ

第二條　出港稅ノ稅率ハ左ノ區分ニ依ル

一　前條第一號ノ物品ニ在リテハ移出先ニ於ケル內國稅ノ稅率ト同一ノ稅率

二　前條第二號ノ物品ニ在リテハ其ノ課セラレタル內國稅ノ稅率ト移出先ニ於ケル內國稅ノ稅率トノ差ニ相當スル稅率

三　前條第三號ノ物品ニ在リテハ其ノ原料トシテ使用シタル物品ニ對スル移出先ニ於ケル內國稅ノ稅率ト同一ノ稅率

四　前條第四號ノ物品ニ在リテハ其ノ原料トシテ使用シタル物品ニ對シ課セラレタル內國稅ノ稅率ト移出先ニ於ケル內國稅ノ稅率トノ差ニ相當スル稅率

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ從價稅品ノ課稅價格ハ移出港ニ於ケル市價ニ依リ醬油ノ諸味步合ハ南洋廳長官ノ定ムル所ニ依ル

第三條　關稅定率法第七條第一號第二號第六號第七號第十號第十一號第十三號第十四號及第十六號ノ物品竝內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ通航スル船舶ノ船用品ニシテ南洋廳支廳ニ於テ適當ト認メタルモノニハ出港稅ヲ免除ス

第四條　左ニ揭クル物品ニシテ移出ノ日ヨリ一年內ニ移入スルモノニハ出港稅ヲ免除ス但シ移出ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

一　加工ノ爲移出スル物品ニシテ南洋廳長官ノ指定シタルモノ

二　學術研究ノ爲移出スル物品

三　試驗品トシテ移出スルモノ

四　注文取集ノ爲移出スル見本品

五　博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スル爲移出スル物品

第五條　南洋廳長官ハ必要アリト認ムルトキハ出港稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セシメテ六月以內出港稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第六條　前二條ニ規定スル擔保物ノ種類ハ南洋廳長官之ヲ定ム

第七條　內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ移出スル物品ハ南洋廳長官ノ指定シタル港ニ由ルニ非サレハ之ヲ移出スルコトヲ得ス

第八條　出港稅ヲ課スヘキ物品ノ移出者ハ南洋廳長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品又ハ其ノ包裝ニ納稅濟又ハ檢査濟ノ證印ノ押捺又ハ證票ノ貼付ヲ受クヘシ

第九條　船長ハ前條ノ證印又ハ證票ニ照シ出港稅ヲ課スヘキ物品ヲ船積シ出港前其ノ積取數量ヲ當該官吏ニ屆出ツヘシ

第十條　出港稅ヲ課スヘキ物品ヲ郵便ニ依リ內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ移出セムトスル者ハ南洋廳長官ノ定ムル所ニ依リ移出手續ヲ爲スヘシ

郵便物ノ出港稅ハ印紙ヲ以テ之ヲ納付セシムルコトヲ得

第十一條　第八條、第九條及第十條第一項ノ規定ハ出港稅ヲ課スヘキ物品ト同種ノ物品ニシテ出港稅ヲ課セサルモノニ付之ヲ準用ス

第十二條　關稅法第一章、第四章及第七章ノ規定ハ出港稅ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

なほ大正十五年九月に至り、勅令第三百十號を以て「南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ノ出港稅ノ免除等ニ關スル件」を制定公布し、出港稅の免除及下戾の規定を設けたり。之れ內地及他の外地に於ける規定と步調を一にする趣旨に出でたるものにして、其の全文

左の如し。

勅令第三百十號（大正十五年九月二十日）

第一條　南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレ其ノ徵收ヲ猶豫セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ其ノ猶豫期間內ニ內地ヨリ外國ニ輸出シタルトキ又ハ內地ニ於テ工業用酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料戾稅法ニ規定スル例ニ從ヒ工業用ニ使用シ若ハ供給シタルトキハ其ノ石數ニ付テハ請求ニ依リ出港稅ヲ免除ス

第二條　南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレ其ノ納付濟ナル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ內地ヨリ外國ニ輸出シ又ハ內地ニ於テ工業用酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料戾稅法ノ規定スル例ニ從ヒ工業用ニ使用シ若ハ供給シタルトキハ其ノ石數ニ付テハ請求ニ依リ其ノ出港稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第三條　前二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者ハ輸出後又ハ工業用ニ使用若ハ供給ノ後一年內ニ各場合ニ應シ左ノ書類ヲ添附シ移出港ヲ管轄スル南洋廳支廳ニ請求書ヲ提出スヘシ

一　輸出シタル場合ニ於テハ出港稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルコトヲ證明スル書類（納稅濟ナルトキハ納稅濟證明書）、輸出免狀及外國ニ陸揚シタルコトヲ證明スル書類

二　工業用ニ使用シ又ハ供給シタル場合ニ於テハ出港稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルコトヲ證明スル書類（納稅濟ナルトキハ納稅濟證明書）及工業用ニ使用シ又ハ供給シタルコトヲ證明スル書類

第四條　第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ內地ヨリ外國ニ輸出シタルコトノ證明書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ所轄稅關ニ、內地ニ於テ工業用ニ使用シ又ハ供給シタルコトノ證明書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ

第五條　明治三十四年法律第十號施行規則及工業用酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料戾稅法施行規則ハ本令ノ施行ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四項　鑛區稅

大正五年八月民政令第十三號を以て南洋群島鑛業規則を公布し、同規則中に於て鑛區稅に關する規定を設けたり。之に依れば鑛區稅は鑛區千坪又は其の端數每に一圓とし、每年四月末日限り當該年度分を徵收するものにして、今其の規定を抄錄すれば左の如し。

南洋群島鑛業規則（大正五年八月一日民政令第十三號）（抄錄）

第一條　群島ニ於テ鑛業ヲ爲サムトスルモノハ別記書式ニ依リ採掘又ハ採取セムトスル鑛物ノ種類及土地ノ區域ヲ明記シタル願書正副二通ヲ調製シ事業計畫書實測圖、收支豫算書及出願者ノ經歷竝資產ヲ證明スヘキ書類（會社其ノ他ノ法人ナルトキハ定款、規約）ヲ添附シ司令官ノ許可ヲ受クヘシ

第十條　鑛業人ニハ鑛區稅ヲ課ス

鑛區稅ハ鑛區一千坪每ニ每年壹圓トス但シ一千坪未滿ハ之ヲ一千坪ト看做ス

第十一條　鑛區稅ノ納期ハ每年四月三十日限リ該年度分ヲ徵收ス

鑛業權消滅ノ場合ニ於テ前納セル鑛區稅ハ之ヲ返付セス

附　則

本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規則に基き當初ロタ島に於て蝙蝠糞、バカン・ウラカス島に於て硫黃、クサイ島に於て鳥糞、バラオ島に於て滿俺・石炭・褐炭等の採掘を許可したるも、何れも事業に著手するに及ばず、又は廢業する等の爲め、其の權利も自然消滅に歸し又は許可取消處分を行ひたり。南洋廳設置の後大正十三年バラオ支廳管內トコベ島に於て燐鑛の採掘を許可せしも、其の稅額は微々殆んど云ふに足らずして止まり

第五項　關稅

大正四年二月南洋群島稅則を制定し、同規則中に於て南洋群島の關稅に就き規定したり。右に依れば同群島を獨立の一關稅區域と爲し、內地及其の他の外地と同群島間に於ける關稅關係は他の諸外國との關係と異る所なく、其の輸出入貨物に對して關稅を賦課するものとし、輸入稅は特種の物品に就ては從量に依り、一般の貨物に就ては從價に依り之を課し、輸出稅はコプラ其の他特種の物品に之を課するものとしたり。然るに同年十月に至り民政令第二號を以て新に南洋群島關稅規則を制定翌年一月より之を施行し、我國より輸入する貨物には當分の間輸入稅を課せざることと爲したるも、更に大正五年十月民政令第十號を以て南洋群島關稅規則を公布し、我國より輸入する貨物に對しても輸入稅を課することに改め、爾後稅率及課稅貨物の種類等に關して數次の改正を經、以て大正十一年南洋廳設置の時に及びたり。

大正十一年南洋廳設置と同時に內地及他外地相互間の關稅の障壁を撤廢し、以て交通貿易の發達を圖らんことを期し、同年五月勅令第二百九十五號を以て「南洋群島ニ於ケル關稅ニ關シ關稅法及關稅定率法等ニ依ルノ件」を公布し、若干の例外を除くの外は關稅法及關稅定率法に依ることと爲したり。右勅令の全文次の如し。

勅令第二百九十五號（大正十一年五月三十日）

第一條　南洋群島ニ於ケル關稅ニ關シテハ關稅法第六十八條乃至第七十三條及第九十九條ノ規定ヲ除クノ外關稅法、關稅定率法、大正十一年法律第二十二號關稅法施行規則及關稅定率法ニ基ク勅令ニ依ル

第二條　大正九年勅令第五百四十九號及大正十年勅令第二百三十九號ヲ除クノ外前條ノ法律及勅令中大藏大臣トアルハ南洋廳長官トス

前條ノ法律及勅令中稅關又ハ市町村役場トアルハ南洋廳支廳、裁判所トアルハ南洋廳法院、稅關長トアルハ南洋廳支廳長、稅關官吏公吏又ハ市町村吏員トアルハ南洋廳ノ屬警部警部補又ハ巡査トス

第三條　南洋群島ニ於テ開港ト爲スヘキ場所及其ノ開港ニ於テ輸出又ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ南洋廳長官之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ヨリ輸出シタル貨物ノ輸入ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

尙南洋群島に於ける開港としては當初サイパン・ヤップ・パラオ・トラック・ポナペ・ヤルートの六港あり、大正八年一月之にクサイを加へて七港と爲したりしが、大正十一年南洋群島關稅規則の廢止と共に自然消滅に歸したり。仍て同年六月南洋廳令第十三號を以て新に「南洋群島ニ於テ開港ト爲スヘキ場所及其ノ開港ニ於テ輸出又ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ニ關スル件」を制定し、サイパン・パラオ・アンガウル・ヤルートの四港を開港として指定（但しアンガウル港に於ては關稅定率法別表輸入稅表第一類貨物の輸入を爲すことを得ざることとしたり）し、同年六月一日より之を施行したり。越えて大正十三年濠洲委任統治領ラバウルに定期航路開くるに及び、同年五月南洋廳令第三號を以て更にトラックを開港に追加指定したり。

第三節附表

南洋廳特別會計歳入歳出決算額累年一覽表

(一) 歳入之部

科目	大正十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度		大正十五年度 昭和元年度	
經常部	二八〇、六五一円	四・二九%	一、三五〇、〇六九円	二五・〇八%	一、六七四、四四九円	二六・七四%	二、三三四、一四四円	三六・四二%	二、三九九、三五九円	三四・二三%
租税	一五七、七六四	五六・二一	一六七、九二〇	一二・〇七	三六二、六四五	二一・六五	七七一、三〇七	三三・〇四	八一四、二六九	三三・九三
人頭税	五三、一九八	三三・七一	六〇、二三〇	三五・八七	六四、五七五	一七・八〇	七七、〇七三	九・九九	八〇、一四三	九・八四
人頭税	—	—	—	—	—	—	一二、八六九	一六・六九	一五、四〇〇	一九・二二
島民人頭税	—	—	—	—	—	—	六四、二〇四	八三・三〇	六四、七四三	八〇・七八
出港税	七、九八八	五・〇六	一〇三、〇八五	六一・三九	二八二、二六二	七七・八三	六五一、五九三	八四・四七	六八八、〇二一	八四・四九
關税	九六、五七七	六一・二一	四、五九五	二・七三	一五、八〇七	四・三五	四二、六四〇	五・五三	四六、〇三四	五・六五
鑛區税	—	—	—	—	—	—	—	—	八〇	〇
官業及官有財產收入	九四、八七二	三三・八〇	一、一八三、六九三	八五・一五	一、二七一、七五〇	七五・九五	一、五二八、九五一	六五・五〇	一、五四四、七六二	六四・三八
郵便電信收入	四三、五六三	四五・九一	五八、三四二	四・九二	六九、三八六	五・四五	六六、四二〇	四・三四	七四、八九九	四・八四
切手類收入	—	—	—	—	—	—	六三、八四〇	九六・一二	七一、一六〇	九五・〇〇
電信收入	—	—	—	—	—	—	二、五七九	三・八八	三、七三八	四・九九
醫院收入	二四、二三六	二五・五四	三二、四四七	二・七四	三八、三九八	三・〇一	四七、九八二	三・一三	五一、八四五	三・三五
林業收入	二四、三八五	二五・七〇	三九、八五七	三・三六	六三、一一六	四・九六	八〇、二八七	五・二五	九九、二三〇	六・四二
コプラ拂下代	—	—	—	—	—	—	七八、六七二	九七・九八	九六、九一五	九七・六七
雜收	—	—	—	—	—	—	一、六一四	二・〇一	二、三〇五	二・三二
燐拂下代	—	—	一、〇四九、七七二	八八・六八	一、〇九七、八九一	八六・三三	一、三三〇、五七三	八六・三七	一、二九九、一三二	八四・〇九
土地貸下料	二、六八六	二・八三	—	—	—	—	—	—	—	—
官有物貸下料	—	—	三、二七二	二七	二、九五七	二三	三、九四一	二五	五、八一七	三七
地所貸下料	—	—	—	—	—	—	三、二八九	八三・四五	四、七〇七	八〇・九一
建物貸下料	—	—	—	—	—	—	五九一	一四・九九	一、一一〇	一九・〇八
物品貸下料	—	—	—	—	—	—	六〇	一・五二	—	—
電燈收入	—	—	—	—	—	—	九、七四六	六三	一三、八四六	八九
印紙收入	—	—	—	—	—	—	三、一九一	一三	六、五三三	二七
雜收入	二八、〇一四	九・九八	三八、四六四	二・七六	四〇、〇五四	二・三九	三〇、六九四	一・三一	三三、八〇四	一・四〇
免許及手數料	一、四五七	五・二〇	二、一三八	五・五五	三、一一九	七・七八	二、三四六	七・六四	二、三〇八	六・八二
免許料	—	—	—	—	—	—	二、一〇〇	八九・五一	二、一〇〇	九〇・九八
手數料	—	—	—	—	—	—	二四六	一〇・四八	二〇八	九・〇一
懲罰及沒收金	二、〇三四	七・二六	一、〇四六	二・七	二六〇	六四	三一五	一・〇三	一、八六八	五・五二
罰金及科料	—	—	—	—	—	—	二五三	八〇・三一	一、三五一	七二・三二
沒收金	—	—	—	—	—	—	六二	一九・六八	五一六	二七・六二
小切手支拂未濟金收入	—	—	—	—	—	—	—	—	二	〇
雜入	二四、五三三	八七・五三	三五、二七九	九一・七一	三六、六七五	九一・五六	二八、〇三二	九一・三三	二九、六二五	八七・六三
臨時部	六、二五九、八五七	九五・七〇	四、一五〇、七九四	七四・九一	四、五八五、三七八	七三・二五	四、〇七四、六〇九	六三・五七	四、六〇八、九五八	六五・七六
官有物拂下代	—	—	三、七六二	九	六、一三〇	一三	七、一〇八	一七	五九、一七九	一・二八
物品拂下代	—	—	三、七六二	一〇〇・〇〇	六、一三〇	一〇〇・〇〇	七、一〇八	一〇〇・〇〇	一〇、四八五	一七・七一
土地拂下代	—	—	—	—	—	—	—	—	四八、〇五八	八一・二〇
建物拂下代	—	—	—	—	—	—	—	—	六三五	一・〇七
官業收入(採炭所收入)	一、〇一九、八九七	一六・二九	—	—	—	—	—	—	—	—
補充金	五、二三九、九六〇	八三・七〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七二・二七	二、七八〇、二〇三	六〇・六三	一、八〇〇、〇〇〇	四四・一七	一、八〇〇、〇〇〇	三九・〇五
前年度剩餘金繰入	—	—	一、一四七、〇三二	二七・六三	一、七九九、〇五四	三九・二三	二、二六七、五〇〇	五五・六四	二、七四九、七七九	五九・六六

歳入總計	六、五五〇、五〇八円	一〇〇・〇〇%	五、五五〇、八三五円	一〇〇・〇〇%	六、一五八、八二七円	一〇〇・〇〇%	七、〇〇八、三八円	一〇〇・〇〇%

（備考）一、圓位未滿は切捨とす。
二、各科目欄の百分比は經常部又は臨時部の總額に對する百分比、各科目内譯の欄の百分比は當該科目の總額に對する百分比を示すものとす。次表も之に倣ふ。

（二）歳出之部

科目	大正十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度		大正十五年昭和元年度	
經常部	一、七〇八、六二四円	三一・六七%	二、三五二、六八〇円	六五・四三%	二、二八九、六三六円	五九・八五%	二、一五五、三一〇円	五九・四四%	二、三一〇、一一〇円	五八・五〇%
南洋廳	一、七〇八、六二四	一〇〇・〇〇	二、三五二、六八〇	一〇〇・〇〇	二、二八九、六三六	一〇〇・〇〇	二、一七一、五七九	九九・八三	二、二〇六、二四七	九九・八三
俸給	五九一、四四四	三四・六一	六九四、〇八二	二九・二四	七一四、五六二	二九・九〇	六三二、四二四	二九・一三	六六九、四七五	二九・〇二
事務費	八一五、六七一	四七・七三	八八〇、三四八	三七・〇八	八七四、五〇九	三六・五九	七六三、三二一	三五・一五	八一九、五一六	三五・五三
事業費	二四一、五四七	一四・一三	七二四、九六〇	三〇・五四	七三二、四四七	三〇・六五	七〇八、八四六	三一・六四	七四九、五二四	三一・四九
教育費	四二、五三二	二・四三	四七、五四四	二・〇〇	四五、五五五	一・九〇	三八、六五四	一・七一	四一、九二九	一・八一
衛生費	三、九六七	二三	三、四三六	一四	三、三一七	一三	三、二三六	一四	三、〇三八	一三
裁判及登記諸費	九	〇	六二	〇	三〇〇	一	三五八	一	三五五	一
監獄費	二、六五二	一五	一、八一四	七	二、七二五	一二	三、六二八	一六	四、二五二	一八
機密費	八、〇〇〇	四六	八、〇〇〇	三三	八、〇〇〇	三三	八、〇〇〇	三六	八、〇〇〇	三四
諸支出金	三、七八七	二二	一三、四三〇	五六	八、二一七	三四	三三、一〇九	一六	一〇、一八四	四四
國債整理基金特別會計繰入	—	—	—	—	—	—	三、六三一	一六	三、八六二	一六
臨時部	三、六四〇、八六一	六八・三二	一、三六八、一二八	三五・三五	一、六〇二、六九〇	四〇・一四	一、四八三、一七四	四〇・三五	一、六三八、四六四	四一・四九
事業費	五三二、一八〇	一四・四四	二二一、六七三	一五・四七	四九四、八六六	三〇・八七	四八九、四九〇	三二・八	四四五、一二九	二七・一六
採礦費	二六一、〇一六	四九・〇四	—	—	—	—	—	—	—	—
海底電信費	一〇、四一一	一・九五	—	—	四四二、〇五一	八九・一三	四五三、五〇七	九二・六四	三三二、一七五	七二・四〇
土木及營繕費	二六〇、七五二	四八・九九	—	—	一八、七九〇	三・七九	—	—	—	—
港灣調査費	—	—	—	—	—	—	—	—	七五、一一〇	一六・八七
サイパン港修築費	—	—	—	—	三五、〇一四	七・〇七	三五、九八三	七・三五	四七、七三三	一〇・七三
拓殖費	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇七五、一二七	六五・六一
奬勵及補助費	一、三三、八〇三	三二・九四	一、〇八一、五六六	七九・〇五	二六六、二六六	一・六四	二四〇、〇八〇	一・六二	五一、三三四	三・一三
土地調査費	—	—	二五、四九二	一・八六	—	—	九四九、九一〇	六四・〇二	—	—
島勢調査費	—	—	—	—	—	—	一、九、五七五	一・三二	—	—
退職特別賜金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育費補足	—	—	—	—	五、七八一	三六	七〇七	四	—	—
燐礦採掘事業其他買收費	一、九六八、八七八	五二・六一	—	—	—	—	—	—	—	—
特別管理財産買收費（土地建物其他買收）	—	—	二三、三四八	一・七〇	—	—	—	—	六六、八七二	四・〇八
災害費	—	—	二六、〇八七	一・九〇	—	—	—	—	—	—
歳出總計	五、三五二、四四五	一〇〇・〇〇	三、一四一、八〇八	一〇〇・〇〇	三、九四三、三三七	一〇〇・〇〇	三、六五八、九二四	一〇〇・〇〇	三、九四八、五七四	一〇〇・〇〇

（備考）一、圓位未滿は切捨とす。
二、科目は必ずしも決算書に即せず、其の重要性に從ひて或は項に止め、或は目を揭ぐ。

明治大正財政史　第十九卷　終

昭和十五年一月二十七日印刷
昭和十五年一月三十一日發行

〔明治大正財政史第十九卷奥附〕
——全二十卷ノ內——

大藏省編纂

東京市赤坂區田町七丁目三番地
發行兼印刷者　草村松雄

東京市牛込區榎町七番地
印刷所　大日本印刷株式會社
榎町工場

著作權所有

發行元

東京市赤坂區田町七丁目三番地
財政經濟學會
明治大正財政史部振替東京一七〇八番
電話赤坂(48)三四〇・三四一番

明治大正財政史（全二十卷）略目次

第一卷　總目次　第一編　總說　第二編　財政機關

第二卷〔第二回配本〕　第三編　會計制度

第三卷〔第十一回配本〕　第四編　歲計（上）

第四卷〔第六回配本〕　第四編　歲計（中）

第五卷〔第五回配本〕　第四編　歲計（下）

第六卷〔第七回配本〕　第五編　內國稅（上）

第七卷〔第十回配本〕　第五編　內國稅（下）

第八卷〔第十三回配本〕　第六編　關稅

第九卷〔第三回配本〕　第七編　專賣（上）

第十卷〔第四回配本〕　第七編　專賣（下）

第十一卷〔第一回配本〕　第八編　國債（上）

第十二卷〔第八回配本〕　第八編　國債（下）

第十三卷〔第十七回配本〕　第九編　通貨　第十編　預金部資金

第十四卷〔第九回配本〕　第十一編　銀行（上）

第十五卷〔第十二回配本〕　第十一編　銀行（中）

第十六卷〔第十四回配本〕　第十一編　銀行（下）

第十七卷　第十二編　金融

第十八卷〔第十五回配本〕　第十三編　外地財政（上）

第十九卷〔第十八回配本〕　第十三編　外地財政（下）

第二十卷〔第十六回配本〕　第十四編　雜纂

705
32